

処 分 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第7条第1項
処 分 の 概 要 :	自動車運転代行業の認定の取消し
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件)、第4条(認定)
処 分 基 準 :	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課 017-723-4211 各警察署の交通課
備 考 :	